

令和6年4月3日

本部組合員 各位

裁判所共済組合本部

共済組合において被扶養者の収入を毎月確認する取扱い等の
変更について（お知らせ）

これまで共済組合では人事担当部署の扶養親族の認定状況に応じて、組合員から被扶養者（既に被扶養者証の発行を受けている者）の毎月給与明細書等の収入資料を提出いただき、別居の被扶養者については定期的に組合員からの送金額がわかる資料（振込明細書等）を提出いただいていたところですが、令和6年4月以降はこれらの提出を一律に不要とします。

組合員自身が被扶養者の所得等を適切に管理すべきことに変わりはありませんので、引き続き日頃から被扶養者の所得状況等を適切に管理し、被扶養者としての要件を喪失した場合には、被扶養者の認定取消に係る届出を行ってください。

また、被扶養者の要件について確認する必要がある場合、共済組合から確認に必要となる資料等の提出を求めることがある点も、これまでと変わりません。

なお、被扶養者の認定の取消の届出が遅れた場合、高額な医療費を戻さなければならなくなる可能性もありますので、十分に留意してください。

おって、被扶養者認定の取消に係る届出の可否等に疑義が生じた場合には、共済本部給付第3係にお問合せください。

（注）次の例のように被扶養者の所得要件を充足しなくなったときは、速やかに被扶養者認定の取消に係る届出を行ってください。

・月額所得の合計金額が所得限度額の12分の1（所得限度額が年額130万円の場合は、108,333円を超える額（※））に達する見込みが立ち、将来にわたって同程度の所得を得ることが見込まれるとき（ただし、月額所得が変動する場合等は、3か月間の平均所得が所得限度額の12分の1に達し、将来にわたって同程度の所得を得ることが見込まれるとき）

※所得限度額が年額180万円の場合（障害年金受給相当の障害を有する者又は60歳以上の者の場合）には、月額150,000円以上の額

・被扶養者の所得が所得限度額以下であっても、組合員の送金等の額が被扶養者の世帯収入の3分の1以下となったとき

・「被扶養者の認定に関するFAQ」も御確認ください。